

と不当な競争をすると、こういう実は陳情がきておるわけです。これはわかないことではありません。今日保険業者の建前から見て、やはり二十五万、三十万、あるいはそういうものをやっておる保険会社もござりますが、しかし百五十万、百万というのは、相当これは格差がありまして、そういう意味ではやはり民間の保険事業といえども、かなり社会的な性質を帯びつつあるということは現実の事実だと思えます。そこで簡易生命保険制度は、その発足の由来から申しまして、民間の保険事業より、より一そう被保険者に対するサービスといえますか、いわゆる経済生活を安定せしめる、福利を増進するのだという面が、この簡易生命保険制度におきましてもより一そう發揮せられなければならないと思えます。これは後ほど御質問申し上げますが、経営の面において、この制度は法律に基づいて郵政省がいわゆる国にかわってこれを行なう、営利を目的とするのじゃない。こういう建前であるにもかかわらず、ことに私は、ここ数年民間の生命保険業者が、あるいは火災保険業者の一部もこれに加わりますが、かなり被保険者に対するサービスという点におきまして近來著しい向上を見ておる、私はそういうふう

とにござまして、やはり何かそこに対するいろいろな目的がなくちやならぬと思うのです。単なる保険金を上げるというのではなくて、それに対する新しいそういう被保険者に対する福利増進をやるんだという、私は具体的な案をお持ちにならなければいけないのじゃないか、こういう点についてのお考えなり御計画があれば、関連して御説明を願いたいと思います。

○國務大臣(小金義昭君) お説はまことにございまして、私

この簡易生命保険制度を、ある程度最高額を経済状態、国民の生活の実態に即するように引き上げて参りたいと考えておりますのは、やはり一つの特別会計による事業であることは事実でありますので、いかに補完的と申しまして、もうこぼれだけを、完全にそれだけに限定いたしますと、やはり保険料率といえますか、それも十分な勉強できないし、また今国民へのサービスも十分でない。そこである程度民間保険とオーバー・ラップする部分が生ずるのやむを得ない。民間保険の方からも、簡易生命保険の金額はなるべく上げるなどという陳情も私よく承知いたしております。しかし、これらは両々相待って勉強していただくことが大事で、この保険金額の最高額をここで引き上げていただく、これに際しまして、私もやはり考えておりますのは、日本人の生命の延長がありますから、まず生命表の新しいのを採用する。従って保険料が下がります。これは民間保険も下がりますけれども、そのほかに加入者へのサービスの点については、今まで十分なことがなかったように聞いておりますが、それでも数

年前からいろいろ福祉施設やレクリエーション・センターというふうなものも考えておりますので、これをさらに拡充してサービスをして参りたい。三十六年度の予算にも具体的にそれを計上いたしておりますので、この点をお認め願いたいと思います。

○山田節男君 そこで私具体的にお伺いいたしますが、これだけの資金を持たれて、しかも契約が四千五百万を突破するということに対して、現在、たとえ今年度三月三十一日の数字が出ればそれでよろしゅうございまして、そうでなかつたら、昨年度でもよろしゅうございまして、大体被保険者の福利のために、あるいは厚生施設のために、一体どのくらいのお金をお使いになつておるのか、それから今の福利センターですか、養老院的な、あるいは保養所のようなものもございまして、それに対する投下資本と、それから大体どのくらいの運用資金をお使いになつておるか、これをおわかりになれば一つお伺いしたい。

○國務大臣(小金義昭君) 数字にわたりますので、政府委員から答弁いたします。

○政府委員(西村尚治君) 申しわけありませんが、今の確な資料を手に持ち合わせておりませんので、正確なことは申し上げかねますけれども、大体運営費といたしまして……その前に福祉施設と申しますのは、現在全国で二十七カ所の簡易保険の診療所がござります。そのほか加入者ホームが三カ所、加入者ホームで準備中のもの、それから予算に計上中のものを合わせまして八カ所でございます。そのほか大臣がちょっと申されましたレクリエー

ション、センターが二カ所計画してございます。こういったものに対しまして運営費が、大体年間二億四千万程度投入しておると思えます。こまかい正確な数字は後刻資料を整えましてお手元に差し上げたいと思えます。そのほか、これは運営費でございまして、あと建設費といたしましては、年々大体三億程度だったかと記憶いたしております。以上でございます。

○山田節男君 それで、たとえば今いたしている資料で、この生命保険の取入保険料、それから事業費と比較いたしますと、三十四年度において保険料が一兆二千二百億円、それに対しては事業費が二千六百四十二億、これは三十四年度の数字ですが、その中に今の福利厚生施設のための運営費二億、建設費三億、これを合わせるとも五億ということになるわけですが、これも、民間の生命保険会社の——これは私実はきょう資料全部忘れて、数字で御質問できませんが、たとえば第一生命保険であるとか、これをピック・アップしてみますと、保険料の取入に対する事業費、それから事業費の中で福利厚生施設といいますが、被保険者のためのサービス、現在保険料を払いつつある人に対する直接、間接のサービスがあるわけですから、そういう点から申しますと非常に少ないのではないかと申します。過小じやないかという印象を受けるのですが、民間の保険事業と対比してそういう方面を考慮して、一体この簡易生命保険の被保険者に対する福利厚生ということを考えておられるのかどうか、この点を一つお伺いしたい。

○政府委員(西村尚治君) 今事業費と取入保険料との関係についての御質問でございましたが、実は、事業費は先に申し上げるまでもないと思えますけれども、この取入保険料の中に含まれております付加保険料というものがございまして、この付加保険料といいますが、生命保険の経営のあり方としましては、事業費というものは、この付加保険料の範囲内でまかなうのが健全なあり方であるわけでございますが、ところが、付加保険料と申しますものが、民間保険におきましては、比較的長期の保険契約が多いために、付加保険料の率というものが低くなつておる。そういう関係で、なるべく生命保険事業経営のあり方として、付加率の範囲内で事業費をまかなうという建前からいいますと、簡易保険の方は、その面である程度制約があるということはまず前提として申し上げられるわけでございます。それにもまして、ただいま御指摘の事業費の絶対額は、相対的に見まして民間保険より低過ぎるではないかというお話、これは確かにございまして、ただ、私どもとしましては、できるだけ今後改善、向上を怠りません。ただその事業費の中で、簡易保険の事業費と、民間保険の事業費の内訳を比較いたしますと、簡易保険の方が人件費がきわめて割高になつておるわけでございます。そういう関係で、物件費の方が、パーセンテージが

収入保険料との関係についての御質問でございましたが、実は、事業費は先に申し上げるまでもないと思えますけれども、この取入保険料の中に含まれております付加保険料というものがございまして、この付加保険料といいますが、生命保険の経営のあり方としましては、事業費というものは、この付加保険料の範囲内でまかなうのが健全なあり方であるわけでございますが、ところが、付加保険料と申しますものが、民間保険におきましては、比較的長期の保険契約が多いために、付加保険料の率というものが低くなつておる。そういう関係で、なるべく生命保険事業経営のあり方として、付加率の範囲内で事業費をまかなうという建前からいいますと、簡易保険の方は、その面である程度制約があるということはまず前提として申し上げられるわけでございます。それにもまして、ただいま御指摘の事業費の絶対額は、相対的に見まして民間保険より低過ぎるではないかというお話、これは確かにございまして、ただ、私どもとしましては、できるだけ今後改善、向上を怠りません。ただその事業費の中で、簡易保険の事業費と、民間保険の事業費の内訳を比較いたしますと、簡易保険の方が人件費がきわめて割高になつておるわけでございます。そういう関係で、物件費の方が、パーセンテージが

収入保険料との関係についての御質問でございましたが、実は、事業費は先に申し上げるまでもないと思えますけれども、この取入保険料の中に含まれております付加保険料というものがございまして、この付加保険料といいますが、生命保険の経営のあり方としましては、事業費というものは、この付加保険料の範囲内でまかなうのが健全なあり方であるわけでございますが、ところが、付加保険料と申しますものが、民間保険におきましては、比較的長期の保険契約が多いために、付加保険料の率というものが低くなつておる。そういう関係で、なるべく生命保険事業経営のあり方として、付加率の範囲内で事業費をまかなうという建前からいいますと、簡易保険の方は、その面である程度制約があるということはまず前提として申し上げられるわけでございます。それにもまして、ただいま御指摘の事業費の絶対額は、相対的に見まして民間保険より低過ぎるではないかというお話、これは確かにございまして、ただ、私どもとしましては、できるだけ今後改善、向上を怠りません。ただその事業費の中で、簡易保険の事業費と、民間保険の事業費の内訳を比較いたしますと、簡易保険の方が人件費がきわめて割高になつておるわけでございます。そういう関係で、物件費の方が、パーセンテージが

容に比べて、どうしても少なくならざるを得ないという制約がまたあるわけでございます。しかし御指摘のように、簡易生命保険の使命からいいますと、できるだけその公共的使命を發揮するためには、加入者に対する福祉施設の拡充といったようなこともきわめて大事なことと思っております。今後十分そういう点につきましても配慮しなければならぬと思うのであります。そのためには事業費の額がどうしても多くならざるを得ない。そのためには、最初申し上げましたように、付加保険料の率を上げていかなければならない。そのためには、簡易保険におきましても、できるだけ今後長期の保険契約をとっていかなければならぬというところに發展して参ります。私どもの方といたしまして、できるだけ今後長期の保険金の契約に努力してもらおうことにはいたしまして、そして付加率を上げ、事業費の額も上げていく、そして公共的使命遂行に遺憾のないように努力していきたい、かように考えておる次第でございます。

○山田節男君 これは東京の有数な銀行家の話、私もっともだと思つたことは、郵政省のやっておる貯金の事業、それからもちろん簡易生命保険に関することについてもおそらく、民間事業としてはこれだけの仕事は、とてもやっても金もうけにならない。というのは、ここにたとえ簡易生命保険をとりますと、四千万五百万という契約がある。金額も二兆である。これは一番どういふところで金もうけにならないかということ、要するに事務費が相当かかるといふことなんです。少額

な保険金の徴収である。しかも場所は津々浦々に至る。なるほど郵便局は通すといつたとしても、たとえば、それに対する金の受け入れ、あるいは記入等の手数、あるいは早い話、紙の印刷の諸費用にしても、とてもこれは普通じゃやべしなないのだ。だから民間でやれといつたって、ああいうふうなやり方ではこちらはお断りするといふような意見がありました。これは今日の政府のやる簡易生命保険制度なり、あるいは郵便貯金というものは、やはり資本主義、自由主義経済から見ますと、これはどうしていそるばんの合うものでない。これは私は、だから国がやるのだ。しかも営利を目的にするものじゃないといふことが、法律によつて規定されておりますが、しかしこれは膨大な被保険者のために莫大な保険金を預かっているわけですから、この運営といふことにつきまして、やはり一つの商業的な、今日の自由主義経済のもとにおける莫大な資金を持つていふことになれば、この運用といふことにつきまして、従来

の、なるほどこれは簡易保険金の運用に関する法律もございすけれども、しかし今日までの郵政省の資金の運用審議会等の答申なり、あるいは郵政大臣の資金運用に関するところの発言権等から申しましても、非常に私は、何と申しますか、責任を果たすだけの権限が実際にこれを働いていないといふところに、非常に私は不満を持つておるのであります。そこで第一に、これはど多数の被保険者のために運営する事務、ビジネスの事務、ということをお考えまして、なるほど、今申し上げます某銀行の有力者が言われたように、こ

れはとも煩瑣なものであり、それだけの費用でも莫大なものだ。商業的にはとうてい成り立たない。こういうことを言われている。そこでそういう方面を、今日銀行ばかりでなく、特に生命保険の業者におきましては、電子計算機械、また事務の合理化、こういう努力をささげている。そしてあるものにつきましては全く世界一流の——そういう人件費を節約する、所要の物資を節約するといふ点に力を注いでいるわけですよ。これは私内部を、最近簡易生命保険局のそういう事務の方面を拜見いたしませんか、そういう意味でも経費節約、それから事務の能率化といふことについて、何か具体的なことに着手されているのかどうか、あるいは合理化といふことについての何かのプランをお持ちになるかどうかこの点をお伺いしたい。

○政府委員(西村尚治君) 保険事業の経営上の事務合理化についての御質問は、間違ったと拝承いたしました。いろいろこれは、そういうことも必要なこととは十分認識している。ございすけれども、いろいろむずかしい問題もございまして、まだ具体的な計画の段階までいっていないことは遺憾でございす。目下考えておりますことは、簡易保険局、地方の支局におきまして、いろいろ集計事務、終計事務がございす。あれに相当な人手を要しております。保険契約が多くなればなるほど、ますます事務が量も多くなりますので、まあ、こういうものは、今後できるだけ機械化をしていく必要があろうということもございす。現に、東京

地方保険局におきましては、一部機械化を進めておるわけでございます。今後できるだけ無理のない線で、そういったことも考えていかなければならぬといふふうに考えております。それから集金事務等におきまして、簡易保険は民間保険と違ひまして、月がけの集金制をとっております。そういうところに特質があるわけでございます。手間がかかるわけですよ。そういう点でもできるだけ、なかなか人員の獲得といふことも容易なことではございせん。私どもも試みますので、団体払い込みを試みますか、それから併合払い込みといったようなことを極力勸奨いたしまして、実を上げつつあるわけでございます。まあ今後引き続きまして、あらゆる点につきましての合理化、事務の能率化といふことは考えていかなければならぬといふふうに考えておる次第でございます。

○山田節男君 今の簡易生命保険局長の御答弁、お気持はわかるのですが、すでに四十数年にわたる歴史を持つていふこの制度が、先ほど申し上げましたように、時代が変わつた今日の情勢下において、簡易生命保険の運用をなされる上においては、やはり被保険者に対するサービスといふものは、これが重点を置かなくてはならない。それにはやはりどうして、余剰金と言つちや語弊がありますが、要するに事業資金の中でかなり多額のお金がこれに使われるといふことは絶対必要だと思ひます。ですから、これはやはり生命保険の従来そういう集金制をいろいろ工夫しておられますが、しかし簡易生命保険の行政運営につきまし

ては、これはやはり今日の段階におきましては、特別の合理化委員会というものも設けられて、民間の今日の生命保険諸会社のやっておる、かなり能率を上げ得ることやっております。それから、そういう点を一つだけ早く官営の生命保険にも取り入れられて、能率といふことは、要するに経費の削減にもなる。この点一つ、その御努力を私に託していただきたいといふことを、私希望として申し上げておきます。

で、私はこの問題についての、多少積立金の運用の問題と関連いたしますが、私どもも提示されました資料を見ましても、大体年間に簡易生命の資金の運用状況を見ますと、これは今までも、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律が二十七年にできたわけでございますが、これを見まして、私先ほど申し上げましたように、これほど莫大な額の簡易生命保険の資金といふものの運用について運用審議会といふのがございす。郵政省が円にかわつてやるといふ、保険行政に付随して起きてくる資金の運用についてですね、私は非常に不満に感じます。これは、この大部分といふものが、何と申しますか、被保険者に対する、あるいは庶民全般の福祉増進という立場から見ますと、運用状況、この運用の実際を見ますと、非常に私は食ひ足らないのです。これは少なくとも郵政大臣として、大蔵省あるいはその他閣議等におきましても、もう少し発言権を強くされる必要があるんじゃないかと思ひますが、どうも毎回これを申し上げる。いつでも予算の前ごとに、この資金の運用状況の教

字を見るたびに、一体経営の主体の郵政大臣というものが、資金の運用に対して発言権というものが非常に弱いんじゃないかというのを、従来も毎回繰り返しているのです。ことに小金郵政大臣におかれては、こういう点について何か、私はこれだけの、しかも年金、それから貯金を加えます莫大な金を擁されるわけですから、率直に言って、どうも郵政大臣の発言権が非常に弱いということなんですが、この点に對して大臣、一体どういうふうにお考えになっておられるのか、率直に一つ御意見を、もし臨席があるならその点も一つ正直に承りたいと思います。

○國務大臣(小金義照君) まことに私は同感を覚えます御意見でございました、この郵便貯金と簡易生命保険の積立金の運用については、私は資金の性質から、できるだけ地方に還元する。どういふ方面から集まっているかというところは、郵政大臣が一番知っておるのでありますから、これにある程度の自主的な運営をさしてもらうことが大事でありますけれども、従来、日本の理財政策といえますか、財政投融資といえますか、政府のこういうような資金は、大蔵省があまりひとりで抱え込み過ぎまして、全体の金融統制、金融政策、金利政策というようなこと、これもまああきわめて固としては大事なもの、統一の統制と申しますか、統制ある運用をすることは大事なことであります。けれども、この簡易生命保険の積立金というふうなもの、性質からいって、また運用再開当時のいきさつ等からかんがみまして、まだ十分だとは私も決して考えておりませ

ん。今後也十分努力をいたしまして、地方還元、また加入者への還元貸付といえますか、そういうようなものに努力すべきものだと私は信じ、なお今後その意味において努力を続けるつもりでございます。

○山田節男君 このたとえ三十六年一月末現在の簡易生命保険の資金運用状況を拝見しましたも、積立金の合計が六千五百六十六億円余になっておりますが、その中で契約者に貸し付けた金が五百十四億円余、すなわち積立金に對しての割にも足りないものしか貸していないという点。それから、この郵政関係の事業である、たとえば日本放送協会あるいは電電公社等に対しても、ほんとうに額から申しますと、全体のパーセントということになるときわめて微々たるものである。こういう点が今日まで依然として改められないという点を見ますと、私は、法律に定める資金運用部資金運用審議会、これも郵政大臣がこれの会長あるいは最高責任者として審議会を諮問機関として利用されておられることはわかりませんが、結果において、今申し上げるようなことになっておられるわけですが、郵政大臣としては、少なくとも資金の運用に關しては最高の責任者でございませう。ですから、先ほど私が申し上げましたように、膨大な金額の全部とは申しません、少なくともその一部くらいは、いわゆる投資、資本投下、保険金の積立金の一部を、利殖するといつては語弊がございしますが、そういうふうな当局が預託されておる資金を、全部ではなくとも、少なくとも一部は、これを一つの健全な確実な投資に使

う。金利の安いものばかり選ばないで、多少はリスクの少ない、きわめて安全度の高いものに対して投資をするというくらいな部門はあつてしかるべきだと私は思うのですけれども、今までそういうことを許されたことがあつたのか、またそういうことをやるにつけても、大蔵省、その他政府においてそういうことを許されたのか、この点一つ承りたい。

○國務大臣(小金義照君) 積立金はまさに郵政大臣において管理運用すべきものでございしますが、内閣にその審議の会というものがございまして、いろいろな、今日まで私は現に考えておられる方から申しますと、満足のできない筋がたくさんございします。その経過でございしますから、局長から一応答えさせていただきます。

○政府委員(西村尚治君) この簡保の積立金は、郵政大臣が自主的に管理運用なさる建前になっております。にもかかわりませずまだその実が上がつていないという点についての第一の御指摘であつたように思いますが、この点につきましても、大臣が申されましたように、まだ遺憾ながら完全な自主的運用というところまでいっていないことは事実でございします。と申しますのは、大蔵省の方におきまして、この簡保の積立金は財政投融資原資ということで、一切ほかの国の資金と合わせて計画が立てられるわけでございます。その際に、大蔵省が財政金融の総合調整という点もございしますし、それからまた、この財政投融資計画というものが、予算編成とやらはらになつております関係もございまして、どうしても大蔵省の意見というものが、資金

計画にあたりましてリードする形になつておりますことは争えない事実でございします。私もといたしましては、これで満足しておるわけではございませんで、今後も引き続き大蔵省に十分折衝いたしまして、できるだけ郵政大臣が自主的に管理運営なさり、その実が上がりますように今後も努力をしていきたいと思つておるわけでございます。

それから第二点といたしまして、この簡保の積立金の一部をいさし有利な方面に投資したらどうかというものがたい御意見でございしますが、これは実は私も全く同感でございまして、今度この国会に別途運用法の改正法案が提案されておるのであります。が、そこまで参ります段階におきまして、簡保の積立金の一部でできれば公益事業会社の社債と株式をも持つようになりたい。そういう方面にも投資することを認められたいということも、資金運用部審議会の方に説明をしまして、再三再四にわたつて折衝、陳情をしたわけでありまして、十分でない段階におきまして、そこまで簡保の積立金をさくというところはその時期でないではないか、これは趣旨はわかるけれども、もう少し待つてほしい、それは遠慮してもらつて、まあこの段階におきましては、別途法律案でお願ひして参ります運用法改正の内容に盛り込んでおきます三つの項目、これにだけワケを広げるといふことで一折衝したのでありますけれども、ひとまず、そこで手を打たざるを得なかつたこういう事情であるわけでございます。今後機会を見まして、先生の

おっしゃいますようなものと有利な対象ハワケを広げるといふことにつきましては、私も御趣旨を体して引き続き努力を続けていきたいと、かように考えておる次第でございします。

○山田節男君 これは特に簡易生命保険、あるいは郵便年金、あるいは郵便貯金の三者を合しての私は御注意を申し上げたいのですが、最近民間の利殖知識が非常に向上したといひますか、進歩しまして、御承知のように公社債の投資信託というものが非常に急ピッチに伸びてきたのであります。これがいわゆる市中銀行等御承知のように金融関係においても、少なくとも産業投資においては相当投資信託から直接投資になっておる。これはもう産業の民主化で喜ぶべき傾向だ。いわゆる市中銀行は短期の融資でいいんだというふうなことでこれは大蔵省も非常に頭を悩ましておる事実から見ても、やはり根本におきましては国民の利殖の觀念というものが非常に変化してきておる。そういうことになりまして、進歩してくるということになります。第一にはこの郵便貯金、それから、第二にはこの簡易生命保険、生命保険にもそういうものが影響があるのじゃないかという、これは杞憂かもしれませんが、当然私はそういう影響がもたらされるのじゃないかというふうなふうに思つておるわけですが、これに對する一つの見解といひますか、見解と、それからこういふような国民一般の利殖觀念が進歩すれば、ことにこの生命保険といふものは経済生活の安定、あるいは将来の老後の安定を期する、こういう觀念が次第に現実に、利殖で金をためていこう、保険に頼らないで、とい

計画にあたりましてリードする形になつておりますことは争えない事実でございします。私もといたしましては、これで満足しておるわけではございませんで、今後も引き続き大蔵省に十分折衝いたしまして、できるだけ郵政大臣が自主的に管理運営なさり、その実が上がりますように今後も努力をしていきたいと思つておるわけでございます。

う風潮が昔より今日は強くなっているのじゃないか。こういうやはり客観情勢の変化から申しまして、先ほど申し上げましたように、このことに簡易生命保険、あるいは年金、統いては貯金等の将来の見通しというものにつままして、相当私は関心を持っておられると思う。この見通しを一体どういうようにお考えになっておるか、何ら影響ないというような御見解かどうか、この点一つ……。

○國務大臣(小倉義昭君) 経済の膨脹に即応いたしまして、国民の貯蓄観念

あるいは保険というような、老令期の用意をするというような考え方に変わっております。今御指摘になりましたような投資信託ですか、ああいったようなこととほとんど投資信託あるいは証券会社の街頭進出が激しいようでありまして、これは銀行とともに私どもの方ではやはり郵便貯金はある程度です。影響を受けておると私は認めておりますが、生命保険あるいは簡易生命保険の方は、比較的貯金、銀行預金というようなものとは違ふ。しかしまあある程度のやはりこれは影響を受けるものだと考えております。従いまして先ほど来、山田先生も御指摘になりましたように、これは保険の目的を達成すると同時に、地方公共団体あるいはまた地方の個人に還元貸付というようなことで、それからまたサービスですか、いろいろな保険加入者への福祉的な施設というようなことで、国庫がやるのだから少額でもこれで安心してお入り下さいという方法で、私どもは今この簡易生命保険を育成して参りました。

い、経済が膨脹いたしますから、一口にそれが多く投資信託等に流れてしまふというような風潮とも一がいに断じかねますので、私どもは今後の長い間に見通しは十分立てられませんが、しばらくの間はやはりこの制度でできるだけの地方還元貸付、またこれに対する加入者へのサービスというようなところで、国民は国家機関がやるのだから少額でも安心であるというところで運営していきたくて考えております。

○山田節男君 これも国会へ政府が提案されております簡易生命保険、

それから郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部改正、この中におきましても簡易生命保険の資金の運用する面、換言すれば投資する、という分野で、電源開発に対する公社債は引き受けるというような改正案が出ています。この私に私了解するのですが、こういう部分面を私はもう少し商業的といつては語弊がありますが、政府が代行機関として国がやるこの生命保険の資金の運用につきましても重ねて申し上げますが、もう少し利回りのいいようなやり方が幾らでもあつたらと思つております。これに対する私はたとえは運用審議会というのでもよろしゅうございませうけれども、投資に関するもう少し自主的な採算というか、利殖のできるような、安全にしかも現在よりも高い利殖ができるという分野が相当あるんじゃないか。単に今回この法案の改正として示された電源開発の資金を一部融通する、というようないろいろな消極的なこと、むしろ私は簡易生命保険としましては、あるいは年金も加えて、この長期にわたる資金でありますから、きわめて安全に投資し得る分野というものは多分にあるものですから、従来の大蔵省との関係でこれができないというけれども、しかしこれは郵政大臣として、運用の最高の管理者としまして、もう少し商売気を出すとしようといふのは語弊があるかもしれませんが、資金運用につきましても、私はどうもこの点におきまして遠慮されておるのじゃないかという点。

それは従来この大蔵省の、かりに他の関係等を持っておきます、郵政省のこれは国民の莫大な金額を預託されておることにつきまして、郵政大臣の権限というものはもう少し強化される必要がある。これはここで大臣に申し上げても、それはそうしますと、もちろん申されませんが、強がりますが、閣議等におきましても少し強の責任があるのと同時に、それくらいは強く主張する必要があるのじゃないか、これは私意見として申し上げますが……。

○委員長(鈴木一君) ちよつと山田先生に申し上げますが、実は大臣、NHKの予算の採決がありますので、しばらくの間中止して……。

○山田節男君 これでもう私質問は終わります。

それでは私、もう二つございませう。簡単なものですが、資金運用部の預託金というものが依然として三百六十七億、ことしの一月末現在でございませうが、これは無利息というように解してあるのですが、ことに無利息であれば、なおさらこういう預託金を、三百七十億近くの金を遊ばしておくと、今度の制度が法律改正によりまして、

依然としてこういうものが今日まで数字の上にあるというところ、これは先ほど来申し上げているように、どうもやはり郵政大臣としての最高責任の自任性というものを持たなくてはならぬ。どういふ経過で今日依然として計上せざるを得ないのかというところを一つお伺いしておきたいと思つたのです。

○政府委員(西村尚治君) この資金運用部の預託金と申しますのは、収入保険料で入つてきましたものの中から事業費を差し引きました残り、まだ決算しない前の余裕金でございませう。これは大蔵省の預託部に預託する法の規定になっております。それに従いまして預託するものですが、これは実は無利子でございませう、現在預託期間によって利率が違つておるわけですが、平均いたしまして四分五厘の利子をもらつておるわけでありませう。しかし、もらつておるとはいへませう。四厘五分でははきわめて低率でありますので、これでは困るというので、これも再三再四大蔵省の方と交渉いたしました。今度三十六年度から平均大体一年以上の預託期間のものにつきましても、六厘の預託利子をもらうということに話し合ひが成立いたしておるような次第でございませう。

○山田節男君 もう一つ、家族保険制度、これは創設してまだ日もたちませんが、どうも私、数字的に伺つておられますと、予想よりも非常に伸びないような気がするのですよ、その隘路はどこにあるかという点ですね。それからそれと同時に、隘路ということがあるに違ひないと思うのですけれども、それと今度上げられようという保険の金額ですね、額と家族保険との関係です、

係です、こういう点はどういうふうにお考えになつておるか、お伺いいたします。

○政府委員(西村尚治君) 家族保険は三十四年のたしか六月だったかと思つて、から始められたのであります。が、期待いたしましたほどの実績は上がつておりませう。その隘路として考えられますことは、この仕組みが普通の死亡保険に比較いたしましたらや複雑になつておるから、従業員の方で十分これをまだこなし切つていない向きも多分ございませう。人によりましてはだいたい家族保険をとつておる人もあるものであります。人によりましてはもう全然これに手をつけていないというような募集員もかなり多いようございませう、やはりこれにはこれに必要な事業知識と勧誘技術というものを身に備えてもらわなければならない、これが前提だといふ観点から、いろいろと周知、指導、従業員に対する指導施設を目下いろいろ研究いたしまして、講習会だとかあるいは映画だとか、オートスライドだとか、いろいろの周知施設を作つて、目下指導訓練に力を注いでおるわけでございます。おおいおいこれが従業員の中に知識として吸収されますれば、それに応じて家族保険の募集実績も上がつていくであらうというふうにお考えしておるわけでございます。

それからもう一つ、五十万円に制限額を引き上げることとの関係というようなふうにお聞きしましたが、そうございませうか……。これは関係と申して、普通死亡保険の方を五十万円にいたしましたと同時に、家族保険の方もやはり最高制限額五十万円まで可

能だということになるわけでございまして、御質問の御趣旨、ちよつとよくわからなかったのですが、もう一度お願いいたします。

○山田節男君 私は家族保険の場合も五十万円になるという、こんな目標を示されておるのです。家族保険に關しましては五十万円では額が少な過ぎないか。今日の貨幣価値から申しまして、単身の養老保険とかあるいは死亡保険の場合、これは五十万円ではないか。もしもこれでも、家族保険に五十万円という額は、今日の経済情勢なり貨幣価値からいって、家族保険として五十万円というのは妥当であるかどうかという点でございませぬ。その点に對する御見解をお伺いしたい。

○政府委員(西村尚治君) 御趣旨なるほどございませぬと思ひますが、従来の実績を見ますと、簡易生命保険の方は一件当たりの平均金額が約十万円でございます。今年度の実績では、ところが家族保険の方は一件当たりの平均保険金額が大体十五万円程度になっておるわけでございます。ですから、これは普通保険よりか平均高額であることはたしかでございます。ですから、五十万円以上上げましては、はたして加入する募集の見込みがあまりすかどうですか。現在の平均家族保険の金額十五万円から見ますと、一まづ五十万円程度で十分用を足すのではなからうかというふうに考えられますので、一応今回は普通保険の方も、普通死亡保険の方も、家族保険の方も五十万円ということに予定したわけでありまして、現在十五万円でありまして、それによって実績が上がるであらうとい

う期待を持っておるわけでありまして、それ以上ということには、この次の段階において考えればいいのではないかと、ううふううに考えておる次第であります。

○山田節男君 これは今の局長のお話ですが、私はやはり簡易生命保険というものは、被保険者たらんとする者を開拓するために、やはり一つ魅力というものがないと、要するに死亡後あるいは家族の経済生活の安定福祉増進になるのだという魅力というものを持たせなくては、やはり成果が上がらぬのじゃないか。家族保険が予想以上に振わないという点は、これは私専門的に個々に調査したわけじゃございませぬが、やはり魅力といひますか、家族保険ということになれば、その点が一番重大じゃないか。そこに個人の場合と家族の場合と金額が同じだということに、被保険者たらんとする幾多の候補者があるかかわらず、魅力がないという点があるのじゃないか。その点から私はいふんですが、これは今回の法律改正によつて三十七年の四月から五十万円に上つて三十七年の四月から五十万円に上つた。しかし今日の物価増の情勢からいへば明年度の四月に、はたして五十万円が妥当であるかどうか、さらに五十万円か十万円ふやさなくちゃならぬかどうかという問題が起るかもしれないと、今日は今日までどつちかといふべきもので、やはり保険金の目標と、一応民間保険業者に遠慮されて、小刻みな開拓をしてこられたのですから、その間の事情を私はもうわかりませぬけれども、やはり先ほど申し上げたよう

に、あくまで庶民の経済生活の安定という点で発足したこの使命というものは、これは失うべきものじゃない。で、やはりこの被保険者に対して、こゝろに零細な庶民階級を対象とするこの制度の建前から見ても、金額の多いことは必ずしもいいとは思ひませぬけれども、しかし経済生活の安定というところを固く保障してくれる、これは確実にもらえる金だということになれば、国民の安心感というものがあつたわけですから、商業金融あるいは商業的な保険業者が食わない零細なものを、庶民を相手とした有効な制度であるからには、私はもう少しこの点について思ひ切つて考えるなら、魅力——國民をそれに引きつけるような單なる説得とか何と申すこともこれは重要なものには違ひありませんけれども、これは制度の上からもう少し魅力のあることが、必要なんじゃないかと思ひます。これは私質問じゃございませぬ、私の意見を申し上げておきます。

委員長、私の質問はこれで一応打ち切ります。
○委員長(鈴木恭一君) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員長(鈴木恭一君) 速記を始めます。
○光村善助君 簡易保険の小額はこれは満期前でも支払つた方が得策だといふ声に従業員の中にあるのですが、今度最低を制限するのですが、今度一番小さい保険金額のやつは幾らくらいが一番小さいのですか。
○政府委員(西村尚治君) 一番小さい保険金と申しますと、まあ戦前のもの

であります。そのうちで幾らが一番小さいか、今ちよつと調べさせていただきますが、戦前の契約で千円、保険金額千円以下のもので総数は現在六百万件であります。

○光村善助君 だから私の質問の趣旨は、千円とか二千円とか千円以下よりなものを毎月取りにいったりすると、従業員の手数からいへば考へると、満期前に支払つた方が郵政省としては——郵政省と言つたらおかしいですが、簡易保険事業としてはその方が得策ではないかと、こういう質問をしておるのです。
○政府委員(西村尚治君) お話まことにもございませぬと思ひますが、私どもの方でもちよつと申すのでありますが、先ほど申し上げましたように、保険金額千円以下のもので六百万件に上るような状況でございます。まして、この小額契約の整理を行ないますには、積立金のほかに約六億円の経費を一時に出す計算になります。また、それだけの作業が、これは実に大へんでございまして、要員の点、事務費の点等から見まして、ちよつと実施不可能だといふ実は今見通しを持ってゐるような状況であります。

まするので、今後引き続き検討をすることにしたと思ひます。
○光村善助君 まあ検討すると答へてもらうことはけつこうですが、私は郵便局を回つてみると、郵便局の実際に当たつてゐる人の声は強いのです。これは聞いてきたのですが、検討してもらつてけつこうです。

それから私は民間の保険の労働組合からこういうのをもらつてゐるのです。それは民間の保険会社の平均保険金額が二十五万円だということなんです。あなたがあなたの方の調査ではそういうことになつてゐますか。
○政府委員(西村尚治君) その通りでございます。
○光村善助君 そうすれば、私自体は簡易保険の最高制限額を五十万円にすることに非常に賛成なんです。賛成なんです。それが民間の生命保険の平均額が二十五万円だということになります。ほんとうに、これは簡易生命保険を郵政省が創設したときに養浦という大臣ですか、あの人が言つていたことと非常に違つてゐるのです。民間保険が、民間に違つてゐるのです。民間の三十三万の人の失業問題は、これは大へんだと言つてゐるのです。この点どうですか。簡易生命保険を作つたところの趣旨と、民間保険が平均二十五万円であれば、簡易生命保険が今度五十万円ということになれば、これはやっぱり民間に違つてゐるのです。死の問題だと言つてゐるのです。そういう点になると私はちよつとこれは賛成できかねる面があるのですが、これはどういふことになりませぬか。
○政府委員(西村尚治君) 簡易生命保

險の発足いたしました大正五年の箕浦種信大臣時代は、御承知のように保険金最高制限額が二百五十万円であったわけでありました。ただその当時は二百五十万以下は簡易保険の独占ということになっておったわけでありましたけれども、その後、昭和二十一年でしては、この独占が廃止されまして、民間保険においてもこういう小額の無審査保険を取ってよろしいということになつたわけでありました。その独占制を廃止しましたときからもう民保との競争というものは当然予見されたのでありまして、今度これを五十万円に引き上げれば民間保険を圧迫するということ、民間保険の従業者の方は言われるのでありますけれども、従来、まあ戦後七回にわたりました簡易保険の制限額を引き上げましたが、七回にわたりました引き上げました結果を見ますと、そのつど民保の人々は、民保を圧迫する圧迫するおっしゃつたにもかかわらず、全然圧迫の結果は現われていないのであります。簡保の伸びよりか民保の伸びの方が飛躍的に著しいという結果が出ておるのであります。まあ私も簡保の制限額を引き上げたから民保の圧迫になるということは考えないものであります。ただ、今回の引き上げ額は従来に比較いたしましたやや大幅になりますので、若干民保の人々の言われることも無理からぬ点もあるかと思ひます。しかし他方におきまして国民所得の方も伸びていくわけでありまして、五十万円に引き上げたから全部が全部五十万円ばかりを取るといふわけでもございませんで、簡保の方も平均保険金額といたしましては、そうそう高額になることも不可能であ

りまして、ただ五十万円まで入りたいという人がありまして、簡保は従来これを断つていなければいけないか。それが入れるようになったというだけのことでありまして、これが上がったから民保を圧迫するということはないと考へます。それから民保も現在最高制限額五十万円でありまして、簡保と民保がそれぞれ長所を生かしまして、正当な競争をしながらお互いに刺激をしていくことによつて、むしろ簡保と民保の共存共栄、健全な両者の発達ということが期待できるのではないかと、いふふうに考へておる次第でございます。

○光村甚助君 いや、別に私は民保の生命保険会社に頼まれてやつておるわけじゃないのですが、しかし、それはちよつとあなたの答弁には私は納得できません。国鉄と私鉄ならこれはどつちに乗らうと勝手ですが、政府がやつておる事業と民間の事業と競争のために競争した方が事業の発展のためになるんじゃないか。これは民間生命保険だけが競争するのなら勝手です。それで生命保険の人たちはこういうことを言つておる。競争するのだつたら、郵便局あたりを利用せずだつたら、独立採算で保険公園なんかで出直してこいと言つておる。それならおれの方も競争してやる、官の陰に隠れて民間と競争するのはおかしいじゃないか、こういうことを言つておるわけですか。だから、その点あなたの今言つておるのは、お互いに競争してやれば事業の発展になるんじゃないかという考へ方は、簡易保険のできたころの趣旨と違ひはしませんか、どうですか。

○政府委員(西村尚治君) 簡易保険は

官の力の陰に隠れてというふうなお話でございましてけれども、確かに国営でありましたために国民の信頼感というものには強いと思ひます。思ひますが、ただ簡保は簡保として、民保にない非常な悩み、やりにくい点があるのでございまして、その一番大きな点は、集めた資金の運用先でございまして、民間保険はこれを株式にでも不動産にでも自由に投資できまして、有利に積立金の利殖ができるわけでありまして、簡易保険は御承知のように財政投融資原資ということで、きわめて利率の低い方面にしか投資できないわけでございます。そういう点で、正味保険料の比較などが簡保は割高にならざるを得ないといったような点もございまして、むしろそういう点から言ひますと、民保よりか簡保の方がやりやすいということも言えるかと思ひます。大にまかせて民保を圧迫するということとは、私もとしましては考へてもおりませんし、またそういうこともやろうとしても容易なことではできません。若干の競争激化になるかも知れませんが、それによつて民保を著しく圧迫するといふほどのことではなからうといふふうに考へておる次第でございます。

○光村甚助君 あなたの、おっしゃることは私もよくわかります。それで、私は今まで勉強不足だったかも知れませんが、民間生命保険会社が簡易保険の分野まで食い込んでくるのがけしからぬと、私たちはこういう主張をしてきたわけなんです。ところがもらつたところの資料を見ますと、二十万円以下の募集を停止している会社もあるわけなんです。そして、その二十万円以下の募集をしたものは成績に計上しないとか、給与を削減するまでして、簡易保険の分野を荒らさないようにしているのだ、まあ向こうではこういうことを言っているわけなんです。そういう事実があるのでしょうか、ほんとうに。

○政府委員(西村尚治君) どうも、その簡易保険の権益を侵害しないために、二十万円以下はあえて取らないのだというのには、まあ向こうはそうおっしゃるのかもしれないけれども、どうもちよつとこれは国会答弁で私どもも言ひにくいのであります。必ずしもそういうことばかりではないのでないかと、まあ、それから先はちよつと答弁しにくいのであります。あしからず御了承願ひたいと思ひます。

○光村甚助君 まあ向こうの資料ばかりでやつて申しわけありませんが、この制限額を引き上げた年には、契約件数とか保険金額というものは、前年を下回るといふようなことが今までありましたか。

○政府委員(西村尚治君) ちよつとおそれ入りますが……

○光村甚助君 これによると、三十三年度について、制限額が二十五万円に引き上げられたが、この二十五万円は、民保の平均保険額を上回るのであつて、このためこの年度は新契約件数、保険金額、保険料とも前年度を下回つておるというのです。簡易保険としてそういうことがあるのでしょうか。

○政府委員(西村尚治君) 制限額を引き上げた年に契約、新規募集の実績が前年度を下回つたことがあるかという

御質問の御趣旨だつたと思ひますが、件数におきましては——大休において保険金額におきましては、そのつど前年を上回つておるのであります。ただ……

○光村甚助君 金額は上回りますよ、それは。

○政府委員(西村尚治君) 件数の方は、実は前年を下回りますか、あるいは横ばいというのが、ここ数年間の傾向でございまして。ただ、まあこれせんのですが、できるだけまあ事業費との関係、資金コストの関係からいましては望ましいのであります。まあ件数でかせぐよりか、むしろ保険料とか保険金で、契約高の実績を上げてもらうように指導しておる関係がある、そのためにだと思ひます。

○光村甚助君 もう一つ、それでその結果は、やはりこの件数なんかが少ない結果は、勢い今度は四十万五千というふうな保険料を取るようにになると、民間保険が取つておつた加入者層にまで食い入つていくのだね、競争になると。そうすると実際上競争になるから、簡保の従業者に対しても、募集の割当をやつたりして、非常に過酷な労働条件を押しつけることになりやしないか、こう考へておるのですが、その結果はどうでしょう。

○政府委員(西村尚治君) これは引き上げましたも、まあ高額は望ましいのであります。五十万円になったから五十万円ばかり取れというわけのものではないと、引き上げたために従業者に過酷な負担を

席)

加えるということはないと思うのであります。それからもう一つ、五十万円に引き上げると、民間保険との競争が激化するというお話でありましたが、都会地におきましては、確かに民間保険と競合はいたしますけれども、実は民間保険は都会地中心でありまして、これも採算制の関係から都会地中心でありまして、無審査、月掛という保険は、農山村地帯におきましてはあまり民間保険はやっていないのであります。まあそういう地域におきまして庶民の人々が五十万円程度の無審査保険に入りたいと思つても、現状では救われないのであります。簡易保険が今度五十万円まで制限額を引き上げますというところ、そういう地方における人々の要望にも沿うことになるのであります。そういう点でも、大きな意義があるかと思つております。

○光村基助君 今度は貸付金のことをお伺いしたいんですが、短期貸付は、今でも三月ですか。

○政府委員(西村尚治君) 地方公共団体に対する短期貸付は、御説の通り三月でございます。

○光村基助君 それを何回ぐらい繰り返して貸してですか。

○政府委員(西村尚治君) 多いのは三回ぐらい借りかえをしておるようでございます。

○永岡光治君 それじゃ少し勉強しておりませんか、教えていただく意味でお答えいただきたいと思つて、提案理由の説明がございましたが、その提案理由の説明を中心に御質問申し上げます。

今、同僚の光村委員から質問された

ことにも若干触れるかと思つて、大綱的に私は郵政当局の今後の方針といつてもいいか、それを冒頭お尋ねしておきたいと思つて、民間保険と非常な競合があるということ、国会の方にも、しばしば陳情を民間の保険団体からいただいておりますが、従来、政府事業として簡易保険を始めました当初の保険思想の普及という問題については、私は、大体その目的は達しておるものだとこのように理解しておるわけですが、もとより、この件数を見ますと、まず千人について四百八十七人ですか、半分ぐらいだから、まだ普及してないと言へば、そういうことも一応数字の上で成り立ちもするが、思想の普及とそのものについては、一応使命は終わったものじゃないだろうか、このように考えるわけですが、先ほど質問の中にもありましたように、保険金額も、民間の方で大体二十五万平均になっておるといふことになる、そうなりますと、一体簡易保険の特色といつてもいいか、使命といつてもいいか、民間保険と比べて、これを存在し発展させなければならぬ特別大きなものは何かということだと思つて、これは今に始まった話でなく、今思つておるんですが、特に民間の方から、強い要望等があつてきておる状態から考えますと、この際、さらに私は明確にして置く必要があるんじゃないかと思つてお尋ねするわけですが、私が申し上げましたようない意味で、簡易保険事業を、さらに発展させていかなきゃならぬ使命というものは、どこにあるのか。民間保険と違つておるは、一体どこなんだ。もちろん、これは資金運用部等の問題もあ

りましようけれども、そういうもの以外に、何か政府事業でなければならぬという特質が、どこにあるのかというところをお尋ねしたい。

○政府委員(西村尚治君) 簡易生命保険事業が発足いたしました当時の使命といつたしましては、ただいま御指摘されましたように、当時、まだ国民の間で十分普及してないかつた生命保険思想を普及するということが確かに一つであつたのであります。最近になつては、その使命は達したではないかというお話でありましたが、これもしかし、諸外国の例などから見ますと、まだまだわが国におきましては、生命保険の普及率は低いのでございまして、そういう点から見ますと、まだ生命保険思想の普及という使命もまだあるかと思つておるわけですが、先ほど光村委員の御質問に對して申し上げましたように、民間の生命保険が、現在では相当普及しておりますけれども、簡易保険のようない無審査月掛りで小口といつたような無審査月掛りでおきましては、これは都市中心にやっておりますので、地方の農山村といふところには、十分民保の手が伸びていないのであります。その辺をカバーいたしますのはやはり簡易保険にまたざるを得ないと思つておるわけですが、そういう点でも、簡易保険の使命は、まだ十分あるといふふうに考へております。これが第一点であります。

もう一つは、簡易生命保険の社会保障に對する補完的役割使命という点があるように思つております。最近わが国でも国民年金制度というものが発

足するものでありますし、そうすれば、簡易保険は要らんじやないかという声も聞かないことはないものであります。国民年金の給付額といふものは、おのずから限度がございまして、外例を見ましても、社会保障制度がきつめて進んでおる英国におきましては、任意保険といふものが、だいぶ活躍しておるようでありまして、それから連などにおきましても、社会保障制度は、これはもちろん十分進んでおるのであります。にもかかわりませず任意保険といふものを國營でやっております。その補完的な任務を負責しておるわけでございます。日本におきましても、国民年金制度が発足いたしましたので、給付額が少ないのであります。これで国民の老後の生活が安泰だといふことは言い切れないかと思つておる。国民の皆さんが、老後の豊かな経済生活を営もうとするために、この社会保険のほうは任意保険を加味いたしまして、自己の努力と節約で老後の生活設計を立てるといふ必要があるかと思つておる。

そこに、任意保険である簡易保険の社会保障に對する補完的な役割も、また見出されるのではないかと、いふふうに考へられるのであります。これが第二点であります。

〔理事野上元君退席、委員長着席〕

そのほか、簡易生命保険といつたしましては、さきほど先生御指摘のように、積立金、現在これが七千百億程度に上つておるのであります。これを國の財政投融資原資として供出しておりますこととか、また、その公共的使命に從ひまして福祉施設、保健施設といふものを現在も持つて運営してお

ります。今後ともこういうものをできるだけ全国的な規模におきまして、広く各加入者の方々に平等に利用してもらつて、今後とも増強していきたいと思つておるわけでありまして。

さらには、加入者が不可抗力などで死亡した場合に、民間保険になつたような保険金の償還支払の制度といたつたようなこともございまして、これも最近交通事故等によりまして非常に件数が上つておるようございまして、そういう点、今後とも工夫を加へまして、できるだけ社会保障的な社会政策的な使命を、今後果たせるようになつておるわけでございます。

○永岡光治君 まあ零細保険金額の契約、これはわかると思つて、これを社会保障的なもので保険を考へるという場合は、民間でもやつてできないことはない。同じ性質ですからね。しかも、還付金を合わせますと、保険料等から考へますと、少し民間の方が有利じゃないでしょうか。そうしますと、民間契約の方が有利だといふふうに考へられますが、それを政府の力とては語弊がありますが、なぜ政府が力をこめて、その不利なものを普及しなければならぬのかということに、やっぱり問題が出てくると思つておる。

それでは、大体あなたの、まあ零細なもの、民間ではあまり扱わない、だから政府が、これをかわつてやるんだ、もう一つは資金運用部の関係で、國家資金の調達に當つたのだ、こういうところでは私は理解をしておこうと思つておるわけですが、そこでお尋ねしたいので、すけれども、ここに、あなたの方では

提案理由の説明に、意地悪い質問じゃないのです、そういう意味で聞いてもらうては困るのですが、「国民の経済生活の現状等を勘案いたし、他面、民営保険との関係も考慮いたしまして」云々と、民営保険との関係ということ、具体的にこれをどう把握されておるのですか、この関係というのは、どういふことなんでしょうか。

○政府委員(西村尚治君) 簡易保険の最高制限額といたしましては、私ども、いろいろ客観的な資料に基づきまして、現在でも五十万円にすることを適当というふうに考えておるのであります。一昨年の郵政審議会の答申にも、そういう答申が出ておるのであります。ですが、他面民間保険におきましても、現在無審査保険におきましては初年度三十万円、通算五十万円というところで、制限額が規制されておる実情から勘案いたしまして、簡易保険の方を一挙に、この際五十万円まで、制限を引き上げていきますことは、民間保険の事業経営に影響を与えてはいけません、私どもは、そう与えるとは思わないのでありますけれども、民間保険の方から、そういう声が強くなってきております。まあ、そういう点を勘案いたしまして、三十六年度は、一まず三十万円、次年度、三十七年度から五十万円というふうな案を作りまして、御提案申し上げたような次第でございます。

○永岡光治君 私の聞きたかったのは、「他面、民営保険との関係」ということを、具体的にどういふことなのかと聞きたかったわけですが、大体、今の御説明ですと、どうもやはりあまりはつきりしないのですけれども、そ

こで今、光村委員の質問の中で、それは適合してもいいと、長所をお互いに生かし合せてやったらいいじゃないか、こういうのですが、長所をお互いに生かし合うというのは、民間保険の長所と簡易保険の長所を生かし合うというの、具体的にどういふことなんでしょうか。

○政府委員(西村尚治君) 民間保険の――まあ、ここに、そういう長所短所を網羅して申し上げるほどの資料がないので恐縮であります。民間保険の長所といたしましては、やはり保険料が割安だという点であろうかと思っております。そういう点も、簡易保険として、十分これは他山の石として参考にしなきゃいかぬのでありまして、別途運用法の改正案で、そういう趣旨をねらうことの一環としまして、御審議をお願ひしておるわけでございます。そのほかに簡易保険の長所といたしましては、何といいたしても、無審査、月掛け、集金ということであろうかと思っております。そのほか福祉施設が、民間保険よりもやや整っておりますこと、それから先ほども申し上げたかと思っておりますが、不可抗力あるいは法定伝染病等で死亡いたしました場合には、特殊な割増料金をとらないで保険金の倍額支払いをしますことと、あるいは高令者の保険料を免除しますとか、いろいろ保険約款に社会政策的な意図を織り込んだ条項があるわけでありまして、そういう条項があるわけでありまして、そういう点は確かに簡易保険法の長所であろうかと思っております。

○永岡光治君 私の聞きたかったのは、「他面、民営保険との関係」ということを、具体的にどういふことなのかと聞きたかったわけですが、大体、今の御説明ですと、どうもやはりあまりはつきりしないのですけれども、そ

いけば、これが適正な競争ということになりまして、共存、共栄の実があるというふうなことを考へておる次第でございます。

○永岡光治君 そこで、この提案理由の中ほどですが、「最高額は二十五万円に制限されているのであります。」「最近における社会経済事情の推移にかんがみまして、この金額では国民の経済生活の安定をはかり、その福祉を増進しようとする制度本来の機能を十分に發揮することができない実情」だという理由をあげておるわけですが、それからもう一つ、「なお、この引き上げを行なうことにより、国民経済の安定発展の基礎となる国民貯蓄の増強をはかることもできるわけでありまして。」こう書いてあるわけですね。

○政府委員(西村尚治君) おそれ入りますが、どのお辺ですか。

○永岡光治君 簡易生命保険法の一部を改正する法律案の提案理由の説明資料。

○政府委員(西村尚治君) それの中ほどですか。

○永岡光治君 最初はワラ半紙に刷ったのがありますね。わかりますか。その、これは実は運用の問題とも関連があるので私がお尋ねをするのですが、「国民の経済生活の安定をはかり、その福祉を増進しようとする制度本来の機能を十分に發揮することができない実情」だから上げるのだと、こう書いてありますね。それからもう少し五、六行あとに、「なお、この引き

上げを行なうことにより、国民経済の安定発展の基礎となる国民貯蓄の増強をはかることもできるわけでありまして」と、こういう理由を書いているわけですが、そこで、ここに言っている「国民経済の安定」というのは、社会国民経済全体のことを言っているのか、あるいは個々の国民の契約者の経済の安定を言っているのか、あるいは双方を含めて言っているのか、そのことが一つと、その前の方にあります「福祉を増進しようとする制度本来の機能」の、その福祉増進というのは具体的にどういふことを考へておられるのか、そういうことを考へておられたのか、それが一つ、それからあとの方の「国民経済の安定発展」とあるが、安定は前に申し上げましたが、この「発展の基礎となる国民貯蓄」と言っているわけですが、国民経済発展の基礎、ただ貯蓄をすれば発展するといふふうな簡単に考へているのかどうか。特にこれは、私は後ほど質問しようと思つたのですが、たとえば長期信用銀行等に融資をする、その目的は理解できるので、少しでも金利をたくさんとろうという、従つて、財源をたくさん確保しようというねらいはわかるのだが、そのことは、ほんとうに国民経済の安定に――一方では安定をどどんぱかり得る階層もあるではありませんか、そのことによつて、むしろ反射的にいおうか、むしろそうでなくて、別の方におかしくしたならば、もっと発展したであろうところのものが据え置かれるようなことになりはしないかという

○政府委員(西村尚治君) お答え申し上げます。

前段の「国民の経済生活の安定」は、その福祉を増進しようとする制度本来の機能を「云々」といふ点は、これは簡易生命保険法の第一条に書いてございます「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」これを引用したわけでございます。これは国民全体の経済生活というよりは、むしろこの場合は、加入者個人個人の経済生活の安定をはかると。先ほども申しましたように、国民年金制度のような社会保険も普及はするのでありますけれども、簡易保険は任意保険として、さらにその意義がある役割を持つておるのでありますので、これに入つてもらいますれば、国民の老後の経済生活の安定がはかれるというわけでございます。まあそういう趣旨をいいたものであります。

○永岡光治君 「その福祉を増進しようとする制度本来の機能を十分に」と申しますのは、経済生活の安定をはかるとも、福祉の増進になるわけでありまして、それとあわせて、他方に保険施設、福祉施設というものを現在でも、先ほど申し上げましたように、簡易保険事業におきまして設置運営しておるわけでありまして、今後簡易保険事業が隆盛になりまして、保険料が

的にあなた方は、どういふことを考へておられるのか、具体的にどう把握して、こういう表現をお使いになつたのかということをお尋ねしているのです。

○政府委員(西村尚治君) お答え申し上げます。

前段の「国民の経済生活の安定」は、その福祉を増進しようとする制度本来の機能を「云々」といふ点は、これは簡易生命保険法の第一条に書いてございます「国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もつて国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする。」これを引用したわけでございます。これは国民全体の経済生活というよりは、むしろこの場合は、加入者個人個人の経済生活の安定をはかると。先ほども申しましたように、国民年金制度のような社会保険も普及はするのでありますけれども、簡易保険は任意保険として、さらにその意義がある役割を持つておるのでありますので、これに入つてもらいますれば、国民の老後の経済生活の安定がはかれるというわけでございます。まあそういう趣旨をいいたものであります。

○永岡光治君 「その福祉を増進しようとする制度本来の機能を十分に」と申しますのは、経済生活の安定をはかるとも、福祉の増進になるわけでありまして、それとあわせて、他方に保険施設、福祉施設というものを現在でも、先ほど申し上げましたように、簡易保険事業におきまして設置運営しておるわけでありまして、今後簡易保険事業が隆盛になりまして、保険料が

ほとんど入ってきますれば、そのうちの一部を事業費として、こういう方面にも、さらに従来にも増して投入できると、そういうことも含めまして、「その福祉を増進しようとする制度本来の」云々というふうなうたつたものであります。

それから最後の「国民経済の安定発展の基礎となる国民貯蓄の増強をはかる」ということでありますが、これは保険金の引き上げが認められますれば、高額利率保険がほとんどとれる。そうすれば積立金もふえるわけでございまして、積立金もふえますれば、それだけ財政投資原資もふえます。また財政投資原資を通じて、国民経済の安定発展に寄与しますとあわせて、その原資の一部をさきまして、加入者還元をも、現在やっておるわけでありまして、そういうった原資、これが昭和三十六年度におきましては約百四十億円ほど予定しておるのであります。そのワケも、さらに広げることができるとして、そういうった両建の方法によりまして、国民経済の安定発展に寄与するであろう、そういうったねらいをうたつたわけでありま

す。

○承岡光治君 それから、次にお尋ねいたしますが、この四十年満期養老保険は、大体廃止する方針だと書いてあるわけですが、いつごろ、これは廃止する予定になっておりますか。

○政府委員(西村尚治君) この法案が、公布、実施されますれば、同時に廃止するつもりであります。従いまして、予定としては四月一日ということですが、廃止と申しまして

も、既存のものを廃止するわけじゃありませんので、今後四月一日からは、そういうった種類のものはとらないというだけのことでございますから、御了承願います。

○承岡光治君 その継続率が悪いというのですが、どのくらい契約して、どの程度維持されておるのですか。率は、どの程度ですか。

○政府委員(西村尚治君) これは、お手元においておるかと思いますが、簡易生命保険法の一部を改正する法律案の付属参考資料の二十ページをのぞいていただければおわかり願えるかと思ひますが、「四十年満期養老保険の新契約中に占める加入割合」それから「実際死亡率および解約失効率」と、この二十ページの下のほうに、これは、死亡率であります。今お尋ねの解約率は、二十一年ページです。これを見ますと、四十年養老が、ほかの種類のものに比較いたしまして解約率が、大体六才以上のもので五・五倍、これは昭和三十三年度契約のものですが、ものよりましては十三倍ぐらいいもなっているというふうな実情でございます。これを見ていただければ、大体おわかりいただけるかと思ひます。

○承岡光治君 そこで、光村委員から先ほど民間関係で、ちょっと質問があった中で、契約金額を引き上げた年間は、件数もそうですが、金額も落ちておるようですが、確かにこれはその資料が出ておりますが、これはしばらくおくといたしまして、横ばいしているといえは横ばいですが、若干落ちております。三十三年度、三十二年度と比較いたしますと、件数においてしかり、金額においてしかり、そして三十

五年度は、この表を見ますと、四月から十二月まで件数で百八十二万四千件、金額で一千八百二十一億ですね。こういうことで、三十四年度に比較して、大へん悪い数字のように思うのですが、もちろんこれは、四月から十二月までですから、あと三カ月残されておりますけれども、見通しは、どうな

○政府委員(西村尚治君) 三十五年、これは期間が全期間をとってない関係でございまして、件数も三十四年度と比較して、件数もそう落ちるとは思われません。保険金額にいたしまして、前年度を上回る実績。あがるのであるというふうに見通しておるわけでございます。

○承岡光治君 あと一四半期しか残っていないわけですね。三四半期は、三十四年度に比べますと、件数を申し上げますと、三十四年度は二百九十四万件ですね、三十五年は百八十二万件なんですね。百五十万の開きがある。あとのわずか一四半期で、これは超えるかどうかというところ、金額に

○政府委員(西村尚治君) 三月十日現在で、新契約の保険金額の方が二千五百六十億円と上っているわけでござい

ます。大体、一月から三月は、農村におきましては農閑期で、地方郵政局におきましては、だいぶ貯蓄の実績の伸びがあるときだそうでありま

す。あと十日間に、大体前年度を上回る実績はあげられるであろうというところでござい

ます。

○承岡光治君 それから制限額のうち最低ですか、これは五千円にしたのが、二十四年に、最低が五千円になったわけですが、今度は、これを一万円にしようというわけですが、先ほど一千円未満の保険契約件数が六百万件あるというお話ですが、最低の一万という

こと、この数字でいいのかわかりませんが、五千円というところで、五千円以下は、五千円以下、二十四年から、五千円に對しまして、三十四年から、契約件数でございまして、何件くらいあるのか、非常に少額を希望しておられるのかどうか、もうちょっと高いところを望んでおるのじゃないかと思ふのだけども。

○政府委員(西村尚治君) 二十四年のものはございせんが、三十三年の資料で申し上げますと、三十三年も三十四年も、五千円以下の保険金額の加入はゼロになっております。

○承岡光治君 ですから、私の心配するのは、またその気分的に設けておるの五千円、今どきの経済状態から考えれば、あなたのおっしゃる通り経済生活の安定をはかるというのを考えるならば、これは今一万円ぐらゐのもの、十年か十五年の契約期間が知りませんが、せんに、そういうものを契約するほど、いかに経済事情が悪いといえども、そういうのは、あまりないの

じやないかと思ふのです。また、それぐらゐしかかけられない程度の能力

しかない人は、私は保険をかけないだろうと思ふのです。かけること自体が無理だろうと思ふのですが、この最低額というのを、もうちょっと引き上げる必要があるような気がするんです。

○承岡光治君 これと関連して心配するのは、少額保険が非常にたくさんあって、その整理に、維持費が大へんな金を食っているのじやないかと思ふのです。総額にすれば、一時に払えば百億近い金になるかもしれないけれども、これは、もと金以上に経費を食うのじやないかと思ふのですが、どうな

○政府委員(西村尚治君) これは、私も御趣旨の通りに考えまして、経済的需要の関係、またこちらの事務費から見ると、きわめて割高になる点を勘案いたしまして、できれば、これは最低制限額というものは三万円程度までにしていいのではないかと案

も持たして、いろいろ検討したわけでありまして、ただ簡易生命保険は、社会政策的な役割もあるんだと

いうたような点を考えますと、一挙にそこまで上げることが、はたとちゅう

かどうか、その辺いろいろとちゅう

ひとまずこの際は、一万円ということに切り上げる程度にとどめたわけでございます。今後実績を見まして、さらに改定ということも考えてゆく必要があるというふうなことを次第でござい

ます。

○承岡光治君 最後ですが、旧米

から、この委員会でも問題になったの

じやないかと思ふんですけれども、簡

易火災保険ですね、国営の、そういう

う

う

ものを何か研究されたこととございますか。火災保険制度を……。

○政府委員(西村尚治君) かつて、そういうことを研究したことはあるようでありませう。資料もあるようでありませうけれども、はたしてこれを実施に移すかどうか、いろいろ客観的な事情もございまして、まだ、できるところまでいっていないのであります。

○委員長(鈴木恭一君) ほかに御発言もなければ、本案に対する質疑は、本日は、この辺にとどめておきます。これにて、散会いたします。

午後四時二十四分散会

三月十七日日本委員会に左の案件を付託された。

一、ラジオ受信機を備えない有線放送加入者の聴取料免除等に関する請願(第九〇二号)

一、簡易生命保険の制限額引上げ反対に関する請願(第九〇六号)

一、大阪此花郵便局舎建設に関する請願(第九三〇号)

第九〇二号 昭和三十六年三月四日

受理
ラジオ受信機を備えない有線放送加入者の聴取料免除等に関する請願

請願者 岩手県議会議長 山崎 権三

紹介議員 谷村 貞治君

有線放送は、ラジオ放送の中継を目的に設置されるものでなく、また加入者みずから選択してラジオ放送を聴取できるものでもなく、ラジオ受信のためには別に受信機の設置を要するものである等の点を十分理解されて、ラジオ

受信機を備えない有線放送加入者から日本放送協会の聴取料は徴収しないよう措置せられたい。また、現行法は有線放送電話業務区域を同一市町村内に限定しており、かつ、接続は隣接市町村内においてすら禁止しているが、これは不便、不合理であるから、これが改善のため所要の法令の改正を図られたいとの請願。

第九〇六号 昭和三十六年三月六日

受理
簡易生命保険の制限額引上げ反対に関する請願

請願者 東京都中央区兜町三ノ六全国生命保険労働組合総連合会内 田中義一

紹介議員 前田 久吉君

簡易生命保険は、大正五年に国家事業として創設され、下層階級を対象に、当時の政府の社会政策的な意図のもとに、小口、無診査、月掛けなど特異な施策をおこなって実施制定されたものであるのに、最近では、当初の使命である社会保障的性格が財政投融資のための性格に変化し、官営的簡易保険から企業の生命保険への性格をおびてきた。このようなときに、簡易生命保険の保険金最高限度額を現行の「二十五万円」から「五十万円」に引き上げることは、競合分野を更に広げ、民業を圧迫し、ひいては生保従業員の生活をもおびやかすこととなるから、民間生命保険事業発展のために簡易保険限額の引き上げには反対であるとの請願。

第九三〇号 昭和三十六年三月七日

受理

大阪此花郵便局舎建設に関する請願
請願者 大阪市此花区長 橋口 清高外十七名

紹介議員 村尾 重雄君

大阪市此花区において戦前唯一の二等郵便局であつた此花郵便局は昭和二十年六月戦災によつて焼失したが、此花区民の復活再建の熱望によつて昭和二十七年二月此花区春日出町二丁目新庁舎建築用地を確保することができたので、時をうつつさず昭和二十七年度においてぜひとも庁舎建設費の計上を請願したにもかかわらず今日までまだその実現をみないままとなつている。そればかりでなく、この建設用地は当区中央部の最も重要な地点を占めながら以来九箇年の長い間漫然と空地のまま放置されている現状であり、あまつさえ雨季には湿地帯となり、夏季には雑草が茂り、ごみの捨場と化し、蚊と「ばえ」の発生源となつている。一方において当此花区は鉄鋼、造船等の重要生産部門をはじめ、大小百三十余の会社、工場がならび、国鉄大阪環状線の開通、はた又、第二阪神国道の建設等に伴い将来まさに驚異的な発展が約束されているにもかかわらず、いまだ普通郵便局一つさえ開設されず、いつまでも交通不便な隣接区の福島郵便局に依存しなければならぬ状態であり、特に当区は集団住宅の激増によつて用地確保当時に比し人口、世帯数とも優に二倍強に達し、区内特定郵便局も七局を擁するにいたり、此花郵便局庁舎建設のための客観的条件は十二分に完備されているものと考えられるから、当区民の強い要望である此花郵便局の庁舎建設を一日も早く実現せられたいとの請願。

昭和三十六年三月二十八日印刷

昭和三十六年三月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局